

# 住居確保給付金のご案内

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

## 対象者：

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方



## 【主な給付要件チェックリスト】

項目					チェック欄
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？					<input type="checkbox"/>
資産が一定額以内、かつ収入基準額を超える収入を得ていませんか？ 《富田林市の場合》※5人世帯以上の詳細はお問い合わせください。					<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	
世帯全員の金融資産 (預貯金等) 合計額	48.6万円	73.8万円	94.2万円	100万円	
世帯全員の収入合計 月額 (収入基準額)	11.9万円	16.9万円	20.6万円	24.3万円	
支給家賃額 (上限額)	3.8万円	4.6万円	4.9万円	4.9万円	
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？					<input type="checkbox"/>

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、下記相談窓口にご相談してください。

◆お問合せ あしたねっと富田林

月～金曜日 9：00～17：30（祝日を除く）

0721-25-1000（内線273・274）

富田林市常盤町1番1号 富田林市役所2階23番窓口